

ひきこもり相談窓口の周知について

1. 目的

令和2年10月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」では、各市町村に対しひきこもり相談窓口の明確化・周知を図ることが求められている。

また、令和3年度に行った市民意識調査では、相談窓口がわからないと回答した人が38.2%となっている。周知が行き届いていない結果となっていることから、ひきこもり相談窓口の周知を強化する。

2. 周知手段

(1) チラシ

別添チラシを公民館・出張所等の市施設で配架、民生委員・社会福祉協議会等の関係機関へ提供するほか、商店会連合会に周知協力を依頼する。

(2) ホームページ・SNS

チラシ記載の内容に加え、記載しきれない市以外の支援機関（千葉県ひきこもり地域支援センター等）を紹介するホームページを作成するとともに、市公式X（旧ツイッター）で定期的に周知する。

(3) 広報ふなばし

広報ふなばしにひきこもり相談窓口に関する記事を掲載する（令和6年度初期を想定）。以降、年1回程度記事掲載する。